

光市民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業 募集要項

1 目的と推進方法

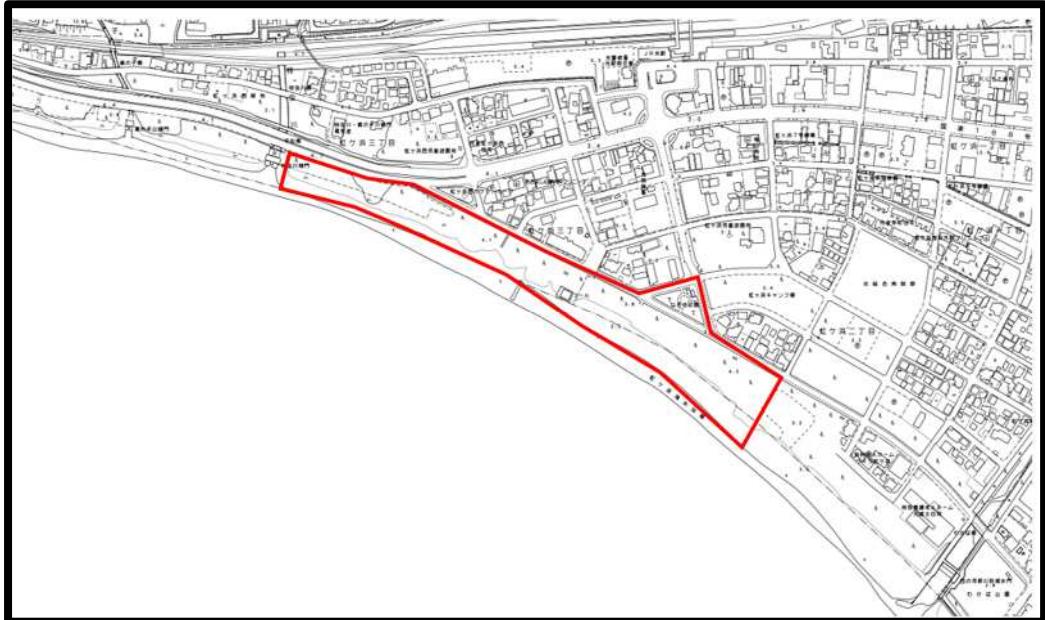
本市が誇る観光資源である虹ヶ浜海岸を生かして、民間事業者のノウハウを活用した事業を実施することで、新たな特色や価値を生み出し、誘客等を通じた人的なにぎわいやこれに伴う市内経済の活性化につなげようとするもので、市と事業者とのほか、観光や地域コミュニティに関する団体などによる共同事業体として推進していくものです。

2 支援の対象となる事業

(1) 「目的」に沿った事業で、以下ア～エのすべてを満たす事業が対象となります。

- ア 虹ヶ浜海岸一帯の四季を通じたポテンシャルを活用し、多くの来訪が期待できる事業
- イ 来訪者の消費を促すとともに、市内経済への波及が期待できる事業
- ウ 事業エリアを拠点に、年間累計60日以上の期間で展開される事業
- エ 単年ではなく継続的に実施される事業

事業エリア（赤枠部分）



※事業エリアを拠点とすることを前提として、併せて光駅や事業エリアと隣接する海面を利用するなど、上記の「事業エリア」外に事業実施エリアを拡大することも可能です。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、支援の対象外とします。

- ア 特定の個人や団体のみを対象とするなど、来訪者を限定する事業
- イ 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業

- ウ 反社会的な活動その他公序良俗に反する活動を目的とする事業
- エ 法令、条例等に違反する事業
- オ その他、市長が支援することが適当でないと認める事業

3 事業の実施可能期間

交付決定通知後（令和8年5月上旬予定）から最大10年間
(経過後は、協議等を経た上で、更新手続を行う想定)

4 応募に際しての留意点

応募に関しては、以下の点にご留意ください。

(1) 事業エリア

事業エリア一帯は、瀬戸内海国立公園に指定されるなど、各種法令等に該当する区域です。土地利用等に関する提案をされる場合は、事前に事務局（16 問合せ先・書類提出先（事務局））にご相談ください。

また、当該事業における事業エリアの土地使用料については、事業者の費用負担がないよう、市が必要な支援を行うことを想定しています。

(2) バーベキューエリアの開放

市は、令和8年度中に、事業エリア内の砂浜にバーベキューが可能なエリアを開放する予定としています。ぜひ、「人的なにぎわいの創出」や「市内経済への波及」の観点から、提案を検討される中で参考にしてください。

(3) 建築物について

事業エリアは、一定の条件のもとで建物の建築が可能です。

- ・松林内

下記の黄枠部分については、常設として、事業終了時までの間に建物を建築することができます。建築する建物は、各種法令を遵守し、1区画あたりの総建築面積は50m²以内、総延べ面積は150m²以内としてください。

松林内建築可能区画（黄枠部分）



- ・砂浜などの松林以外
別途、市へご相談ください。

（4） インフラについて

事業エリアにて事業を実施するにあたっての上下水道の整備状況については、WEBページ「ひかりピカピカマップ（光市公開型G I S）」を参考にしてください。

上下水道及び電力等のインフラについて、現況以上の整備が必要となる場合は、事業者の負担となること、ご留意ください。

（5） 原状回復義務

事業エリアにある設備等を損傷又は汚損する行為、植栽物の伐採や傷つける行為、土地の形質を変更する行為を行った場合や、原状復旧できないような工作物の設置や配管等地下埋設物の設置は認められません。故意又は過失により該当する行為を行った場合は、当該行為者の責任のもと、弁償していただくことになります。

また、事業を終了する際は、指定する期日までに土地を原状に回復して返還してください。

（6） 支援対象期間

本事業は、令和8年度の事業が支援対象となります。このため、支援対象となる費用は、令和8年度に発生した経費のみが対象となります。詳細は「7 交付金について」を確認ください。

（7） 光花火大会との連携

虹ヶ浜海岸は「光花火大会」の会場であり、開催日には多くの人々が訪れます。虹ヶ浜海岸を拠点とする事業者として、花火大会が開催された場合に、貢献できる事項について、提案してください。

5 申請ができる方

次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

- (1) 法人格を有する者。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされている者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされている者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営なまない者。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、公序良俗に反する事業を営むなど市長が交付金を交付することが適当でないと認める者でない者。

申請者自らが事業者として、提案した事業を完了するまで責任をもって遂行をしてください。事業の一部を専門業者に委託することを認めますが、交付決定後に、事業主体を変更することはできません。

6 役割分担

事業者と市は、虹ヶ浜海岸のにぎわいを生み出すための主体となる共同事業体に参画し、連携していくこととしていますが、その他の役割分担は以下のとおりです。

- (1) 事業者
 - ア 事業提案（事業の提案、事業計画、予算など）
 - イ 事業実施（企画、運営、各種許認可手続き等、事業を主体的に実行）
 - ウ 交付金に関する関係書類の提出（提出書類、実績報告書等）
- (2) 市
 - ア 事業内容を提案事業者と協議
 - イ 提案実施に伴う事業者への支援（事業に対するアドバイス等）
 - ウ 事業経費の交付
 - エ P R支援

7 交付金について

- (1) 交付金の支給対象となる事業期間
交付決定通知日（令和8年5月上旬予定）から令和9年3月31日まで
対象期間中に事業を実施し、必要な手続をすべて完了させる必要があります。

(2) 交付金支給事業者数

1～3事業者程度を想定しています。

(3) 交付金合計上限額

700万円

交付金額は、総事業費から支援対象経費を査定し、審査の上決定します。また、他の補助金等が充当される経費は、本交付金の対象経費とすることができません。

複数の事業者が採用された場合は、各事業への交付額の合計額が上記の額となります。採用数と審査の評価順位に応じて、それぞれの交付額の上限が変動しますので、申請の額が交付されるとは限らないことをご了承ください。

8 支援対象経費

対象経費に含まれる費目であり、以下のすべての条件を満たす経費とします。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降に発生し、交付金の支給対象となる事業期間中に支払が完了した経費
- (3) 証憑資料等によって支払金額、支払の有無、日付等が確認できる経費

対象経費

費目	内容（主な経費）
人件費	支援事業者と直接雇用契約を締結した従業員に対する給与（基本給）及び賃金（パート従業員・アルバイト従業員を含む。交付決定日より前に雇用した者も含む）
委託・外注費	委託・外注に要する経費
使用料	機材等のリース料・レンタル料
その他	事業実施のために必要と市が認める経費（別途協議の上決定）

例えば、以下の経費は対象外とします。

- ・工事請負費（工事に関する経費、設計費等）
- ・設備費（機械・装置等の設備購入に要する経費等）
- ・備品購入費（事務処理用のパソコン関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等、デスク、収納家具等）
- ・自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用
- ・消耗品等（事務用品等）
- ・販売用製品を製作するための材料及び販売目的の物品等の購入経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・月額払い等となるもので、複数年度分の「機材等のリース料、レンタル料」を初年度に一括支払いする場合等、翌年度分以降の経費 など

9 スケジュール

日程	内容等
令和7年12月11日(木) ～令和8年2月27日(金)	申請受付期間
3月上旬	選考（プレゼンテーション）
4月中旬頃	審査結果通知
5月上旬頃 (交付決定通知後)	協定書締結及び交付決定 (交付金の概算請求)
令和8年度中	事業の実施
事業完了後速やかに	実績報告書の提出 交付金額の確定 交付金の請求（精算）

10 応募に必要な提出書類

以下の書類を提出してください。

- (1) 民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業支援申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書 ※根拠となる見積書含む
- (4) 企画書（任意様式）
- (5) 次年度以降の実施計画（任意様式）
- (6) 履歴事項全部証明書の写し
(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
- (7) 税の未納及び滞納がないことの証明書の写し
(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。また、提出書類は、本事業の利用目的以外には無断で使用しません。

11 申請受付期間・提出方法

- (1) 申請期間
令和7年12月11日(木)～令和8年2月27日(金)

- (2) 提出方法
ア 持参（市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
イ 郵送（受付最終日必着）
ウ 電子メール
エ FAX

※電子メール又はFAXで提出する場合の注意点

送信後、必ず到達確認の電話をしてください。また、電子メールで提出を行

う場合、電子メールの件名は「民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業の資料提出について」としてください。

(3) 提出先

事務局（16 問合せ先・書類提出先（事務局））まで。

12 審査

(1) 審査方法

申請された事業は、市職員や民間団体で構成する「事業選定委員会」で審査を行い、支援事業者を決定します。プレゼンテーションの詳細は、応募事業者に送付します。

(2) 審査基準

審査する項目は、①企画力、②実現可能性、③新規性・独自性、④にぎわい性、⑤経済波及効果、⑥地元との連携、⑦事業継続性などです。

13 事業の変更や中止をするとき

支援が決定した事業内容を変更する場合や、事業を中止するときは「事業変更申請書」を提出してください。

14 実績報告

事業が完了した日から30日以内（完了日が令和9年3月の場合は速やかに）に、以下の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 実施報告書
- (3) 事業収支決算書
- (4) 成果物または成果物の概要資料（任意様式）

15 その他の注意事項

(1) 以下に該当した場合は、支援の決定を取り消しますのでご注意ください。

- ア 事業実施要綱の規定に違反したとき
- イ 交付金を目的以外の用途に使用したとき
- ウ 虚偽または不正により支援の決定を受けたとき
- エ その他、不適当と認められるとき

※既に交付金の支払いをしている場合は返還していただきます。

(2) 支援事業に係る経理書類は、支援対象期間の属する年度の翌年度の初日から

起算して5年間保存してください。

(3) 支援期間終了後、市が必要と判断した場合は、支援事業の成果等について、報告を求めることがあります。また、市が支援事業に関する調査を行うときは、調査に協力してください。

(4) 提案事業の実施希望場所や期間が、応募事業者間で重複することも想定されます。このため、代替の場所、期間での実施が可能か企画書の中でご提案ください。競合する場合は、協議の上、割当を決定しますが、折り合いがつかない場合は、審査時の採点を基に決定します。その結果、事業が成り立たなくなる場合は、辞退することも可能です。

16 問合せ先・書類提出先（事務局）

光市経済部観光・シティプロモーション推進課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

電話：0833-72-1532

FAX: 0833-72-8981

E-mail：kankou@city.hikari.lg.jp

（光市役所本庁舎2階）